

# 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

令和6年7月末で任期満了となり改選となりますので、農業委員及び農地利用最適化推進委員を下記のとおり募集します。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
募集人数	<p style="text-align: center;"><u>19人</u></p> <p>委員の選任に当たっては、農業委員会等に関する法律の規定により要件があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員の過半数は、認定農業者等</li> <li>2 所掌事項に関し利害関係を有しない者（1人以上）</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><u>50人</u></p> <p>各地域の定数は、裏面の<u>別表</u>に記載しています。</p>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月開催される会議における農地の権利移動、転用許可等の審議および決定（必要に応じて、これらに関する現地調査）</li> <li>・農地利用の最適化に関する指針の策定</li> <li>・農業委員会が所掌する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手への農地利用の集積・集約化</li> <li>・遊休農地の発生防止・解消</li> <li>・農業への新規参入の促進</li> <li>・農業者の意向調査や農地中間管理機構との連携</li> <li>・その他農業委員会が必要とする活動</li> </ul>
任 期	令和6年8月1日から令和9年7月31日	令和6年8月1日以降で農業委員会が委嘱する日から農業委員の任期満了の日
報 酬	月額29,000円（市長が別に定める額を加算して支払う場合あり）	
応募資格	農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。ただし、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、山口市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者のいずれかに該当する者は除きます。	
申込方法 (応募または推薦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会事務局へ持参または郵送ください。</li> <li>・下記の各所でも受け付けています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小郡、徳地、阿東各総合支所農林課及び秋穂、阿知須各総合支所農林土木課</li> <li>・各地域交流センター(小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く)及び分館</li> </ul> <p>※応募申込書、推薦書は上記の各所に備え付けています。 市ウェブサイトからもダウンロードできます。</p>	
受付期間	令和6年2月1日(木)～同年3月1日(金) 必着	
申込状況の公開	受付期間の中間と終了後に、市ウェブサイトにて申込書等の内容を公表します。	
選考・選任方法	<p>山口市農業委員の候補者評価委員会において書類審査等を行い、市議会の同意を得て、市長が任命します。</p>	<p>山口市農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会において、書類審査等を行い、農業委員会総会で承認を得て、農業委員会が委嘱します。</p>
問い合わせ先	<p>山口市農業委員会事務局 Tel.083-934-2881 〒753-8650 山口市亀山町2番1号(山口市役所本庁舎3階)</p>	

※農業委員・農地利用最適化推進委員双方への推薦・応募は可能ですが、両委員を兼ねることはできません。

## 山口市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当区域と定数

農地利用最適化推進委員の担当区域		定数	
地 域	区域の詳細	(人)	
大殿・白石・湯田	大殿・白石・湯田地域交流センター所管区域	1	
仁 保	仁保地域交流センター所管区域	3	
小 鯖	小鯖地域交流センター所管区域	2	
大 内	大内地域交流センター所管区域	2	
宮 野	宮野地域交流センター所管区域	2	
吉 敷	吉敷地域交流センター所管区域	1	
平 川	平川地域交流センター所管区域	2	
大 歳	大歳地域交流センター所管区域	1	
陶	陶地域交流センター所管区域	2	
鑄銭司	鑄銭司地域交流センター所管区域	2	
名田島	名田島地域交流センター所管区域	2	
秋穂二島	二島地域交流センター所管区域	2	
嘉 川	嘉川地域交流センター所管区域	2	
佐 山	佐山地域交流センター所管区域	2	
小 郡	小郡地域交流センター所管区域	2	
秋 穂	秋穂地域交流センター所管区域	3	
阿知須	阿知須地域交流センター所管区域	2	
徳地	出雲	徳地地域交流センター以下各分館に属さない区域	2
	島地	徳地地域交流センター島地分館所管区域	2
	串	徳地地域交流センター串分館所管区域	1
	八坂	徳地地域交流センター八坂分館所管区域	3
	柚野	徳地地域交流センター柚野分館所管区域	1
阿東	徳佐	阿東地域交流センター以下各分館に属さない区域	2
	篠生	阿東地域交流センター篠生分館所管区域	1
	生雲	阿東地域交流センター生雲分館所管区域	2
	地福	阿東地域交流センター地福分館所管区域	2
	嘉年	阿東地域交流センター嘉年分館所管区域	1